

令和3年第1回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

令和3年3月12日

広島県庄原市議会
企画建設常任委員会

目 次

調査事項

I. 林業施策（森林環境譲与税関連施策）について	・ ・ ・ ・ ・ 1
1. はじめに	
2. 調査経過	
3. 調査内容	
4. 総括	
II. 市街地活性化（公共性のある商業拠点施設とまちづくり）について	・ ・ ・ ・ ・ 7
1. はじめに	
2. 調査経過	
3. 調査内容	
4. 総括	
III. 農業振興（有害鳥獣対策）について	・ ・ ・ ・ ・ 15
1. はじめに	
2. 調査経過	
3. 調査内容	
4. 総括	
IV. 市内の大型宿泊施設の運営について	・ ・ ・ ・ ・ 21
1. はじめに	
2. 調査経過	
3. 調査内容	
4. 総括	
V. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策について	・ ・ ・ ・ ・ 29
1. はじめに	
2. 国内・本市等の主な状況	
3. 調査経過	
4. 本市の対応状況（経済対策）	
5. 調査内容	
6. 総括	

I. 林業施策（森林環境譲与税関連施策）について

1. はじめに

森林の有する公益的機能は温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足が大きな課題となっている。

面積の約84%を森林が占める本市においても、境界の明確化、不在地主といった状況の中での森林の管理及びその活用は長年の課題となっており、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林への関心が薄れ、適切な管理や伐採後の植林が行われないといった状況が続いている。

このような中、平成30年5月に成立した森林経営管理法※1を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税※2及び森林環境譲与税※3に関する法律が成立し、森林環境税（令和6年度から課税）及び森林環境譲与税（令和元年度から譲与）が創設された。

令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税に関連し、本市において望まれる森林の管理及び木材の有効活用について調査を行った。

※1 森林経営管理法（森林経営管理制度）

経営管理を行う必要があると考えられる森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度。

※2 森林環境税

令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する。

※3 森林環境譲与税

森林経営管理制度の導入時期を踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始された。市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準（面積5/10、就業者2/10、人口3/10）で按分して譲与される。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

2. 調査経過

担当課から本市における森林経営管理事業について説明を受け、委員会での協議、森林組合から参考人を招致した協議及び先進地視察を実施した。

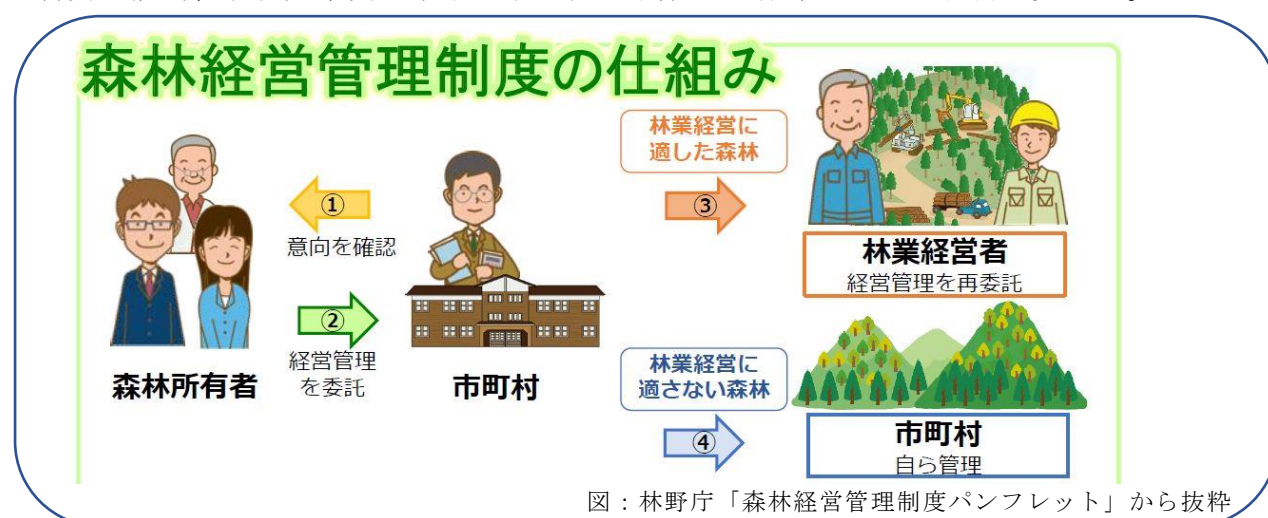
年月日	会議・調査	内容等
平成31年4月26日	企画建設常任委員会	所管事務調査決定
令和元年5月28日	企画建設常任委員会	商工林業課との協議
令和元年6月11日	企画建設常任委員会	議会報告会での報告内容協議
令和元年6月25日	企画建設常任委員会	先進地視察について協議
令和元年7月10日	企画建設常任委員会	森林組合との協議
令和元年8月5日	視察	日南町

3. 調査内容

3-1. 企画建設常任委員会

令和元年5月28日 商工林業課

「新たな森林経営管理制度に関する取り組みの基本指針」（平成30年12月広島県）制度の概要、令和元年度に本市で取り組む事業の内容等について説明を受けた。



③の林業経営に適した森林とは、「作業道とか林道などが整備されており、出しがよくて、現時点で今後収益が見込めるような木が植栽されている森林」である。

④市町村職員が山へ行って木を切るということは現実的にできない。林業事業者に間伐等の作業を依頼することになる。

- ・森林環境譲与税の交付基準は、私有林人工林の面積割合が50%、林業就業者数に対する割合が20%、人口割が30%。
- ・令和元年度の予算では、本市へ5,100万円程度の交付が見込まれている。最終的には2025年以降は1億円を超えるような財源が交付される見込み。
- ・県の方針に従い、本年度は意向調査を進める。森林所有者自らが経営管理をするかど

うかの意向把握を行い、必要に応じて森林所有者の検索や境界明確化を通じた森林所有者の特定などの取り組みもあわせて進めていく。調査結果を踏まえて、優先的に取り組む箇所をあらかじめ決定した上で市町が段階的に取り組む。

- ・意向調査は、杉・檜の人工林を対象とする。調査の対象地は、県で8.7万ヘクタール、庄原市内で2万8,700ヘクタール余りになる。令和元年度は、各森林組合で1,000ヘクタール程度、市内4森林組合で4,000ヘクタール程度の意向調査を進める。
- ・意向調査も優先度を設定して進める。優先的に意向調査を進める区域は、人工林の分布状況や航空レーザー測量等によって解析された結果をもとに、効率的な木材生産が可能な林業経営適地をあらかじめ特定をする。この作業については、県が資料を示して各森林組合で取り組んでいる。
- ・林業経営適地の考え方は、例えば、森林経営計画を策定している森林の周辺で、森林所有者の特定ができないために経営計画が策定できていない森林で、それらを一体的に集約すれば、路網整備等を含めて効率的な施業が営まれる想定ができる場所。

令和元年7月10日 参考人招致（各森林組合組合長）

（備北森林組合、西城町森林組合、東城町森林組合、甲奴郡森林組合）

森林組合からの意見

- ①10年前の意向調査（市内全森林組合林家7,663戸）では、境界がわからない78%、山に入る道すらわからないなど、「道の問題、それから不在村者、境界明確化の問題、材価下落による山林の管理放棄が増えている」状況が伺えた。これらの解決に譲与税を使用してほしい。
- ②境界の明確化については、ある程度知識のある方とか世話をしていただけの人がいるうちにしないと、森林組合が主導的にやろうとしてもできないものであって、早く進めてもらいたい。
- ③木材価格の下落と過疎化で山に興味を持つ人が減っている。
- ④山の皆伐を提案すると、反対する人は一人もいない。とにかく手放したいという意向がかなり多いのではないか。
- ⑤林業従事者の人材不足。人材育成に5年はかかる。確保をしていきたい。
- ⑥現在、収入がないものが、50年先に収入があるので管理していくということだが、森林組合として受けても、その負担金をずっと立てかえておくというような状態で、これが本当に成り立つのか。
- ⑦森林環境譲与税が使えるメニューは多くあるが、実際に実施できるメニューがどれなのか不明。将来の財源の不確定さも不安である。
- ⑧他の交付金による境界明確化の事業もあり、環境税とのすみ分けがよくわからない。
- ⑨所有者が不明で経営計画が立てられない。所有者が不明なままの意向調査をして効果があるのか。山林所有者の情報が個人情報ということで役所から開示されない
- ⑩県森連は指導的な立場にあるが、具体的に何をすべきなのか、はっきりしたことを言わない。結構、取り組みは遅れるのではないかという気持ちがしている。
- ⑪植えて50年、60年経っている木も、恐らく林齢の割に大きくなっていないと思われる。ほとんど切り捨て間伐になるのではないか。

3-2. 先進地視察

日南町、日南町森林組合、株式会社オロチ	
視察先	鳥取県日野郡日南町(日南町、日南町森林組合、株式会社オロチ)
視察日	令和元年8月5日(月)
視察先概要	鳥取県日野町は、古くから「たたら製鉄」により雇用と所得を確保していたが、安価な洋鉄にシェアを奪われ、「たたら製鉄」は途絶えた。製鉄に使用する「たたら炭」として、用材のナラ、クヌギなどの雑木は町内の天然林から供給されており、製鉄は途絶えたが、町内の天然林伐採跡地には、スギ、ヒノキなどが植林され、山林の6割を占める人工林となっており、現在、それらの多くが伐期を迎え、間伐材中心に成される約10万m³の搬出は多くの雇用を生み、鳥取県の年間素材生産量の約1/3を占めるに至っている。 しかし、人口減と高齢化が進み、山林の荒廃も散見することとなり、町の主要産業である林業の再編は猶予のない状況となっている。 日南町は、平成29年に「林業成長産業化地域」に選定され『使い切る』木材活用事業と日南町版林業担い手育成事業を柱に、次の7つの事業に取り組んでいる。 ①不在村地主等山林集約化事業 ②ICT技術を活用した循環型林業確立事業 ③FSC材・FSC製品流通拡大事業※ ④森林カスケード新マテリアル開発事業 ⑤木造公共施設等整備事業 ⑥林業アカデミー整備事業 ⑦200年の森等木育整備事業 (日南町ホームページ参照) 日南町森林組合 組合員数 1,516 名 (H31.3.31) FSC 認証面積 19,529ha (針葉樹 58%、広葉樹 42% H22.3) ※ 航空レーザー測量による地形解析、森林情報解析を全国に先駆けて行っている。 株式会社オロチ 国産スギなどを使用した LVL (単板積層材) の製造・販売を行う木質建材メーカー。日南町の森林所有者が中心となって平成 18 年に設立された。 ※FSC：森林管理協議会。「森林管理のための FSC の 10 原則と基準」及び、原則と基準をもとに作成される、地域に適した森林管理基準に基づいて適切に管理されている森林の認証制度。

参考事例	山林を寄付するという事業を展開している。
	人材育成として、町内外から生徒を募集して「日南中国山地林業アカデミー」を展開。1人年間150万円を上限に支給される「緑の青年就業準備給付金制度」もあり、意欲ある若者に学びやすい環境である。
	平成18年に日野川の森林木材団地を造成。日南町内産材の集積、製材、加工が1カ所で可能。A B C D材の全てを供給。多くの地元雇用を実現。団地の関連企業4社で約90人の雇用。
	一貫的森林教育プログラムの実施（保育所から中学校）による森林に対する意識の向上。
	【日南町森林組合】 不在村地主等山林集約化事業：森林レーザー航測のデータを現場で有効に活用している。航空レーザー測量では、赤色立体地図等により、荒廃地形や崩壊地、地形リスクの把握が可能。要間伐のデータも見える化し、森林の健全化、集約化（ゾーニング機能）が図られる。山主に対して施業計画の可視化ができる。 森林組合の組合員を対象とした「山林意向調査」が完了。4つの要件に適合するものに限定されるが、山林寄付の受付開始も始まり、7.15haの実績があった（申請は10倍）。現地調査、事務手続のマニュアル化、費用負担のあり方が課題。
	【㈱オロチ】 株主は日野川流域の自治体＋個人株主等で構成される。森林リサイクルの提案（木質バイオマスの利活用）。スギのL V L（単板積層材）を製造。森林組合や山主に平均約2,500円（1m³当り）を還元。 人口5,000人弱に対して、オロチでの65人の雇用創出は大きい。
提言	日南中国山地林業アカデミーの人材育成は、なり手不足を解消する良いアイデアだと思う。日南町は庄原市に隣接する町なので、連携した取り組みをしてみる価値はある。
	県の理解が必要不可欠であるとの強く感じた。県や森林組合等を巻き込んだ協議会を立ち上げ、林業の成長産業化を探るべき。
	本市においては、短、中、長期にわたる林業従事者の育成こそが現状で考えられる最も効果的な林業施策である。他自治体で開校している林業アカデミーの活用も検討すべき。企業などによる林業への新規参入を促すため、アカデミー入校に係る経費の助成も検討すべき。
	山から木を搬出できる状況を作り出すことが最優先。そのために、日南町森林組合が国交省のモデル事業として行った、航空レーザー測量を活用した森林情報解析や地籍調査を実施すべき。広島県では平成30年の豪雨災害後、セスナによるレーザー測量を実施している。直ぐにでもリモートセンシング技術を活用できる状況にある。樹種や樹高、材積等が瞬時にデータ化でき、更に地籍調査に活用し、最終的には登記に結び付けることができる便利なものだ。

4. 総括

本市の面積の実に84%が森林であることから、森林環境譲与税を上手く活用して産業興しに挑戦することが妥当であり、視察で訪れた鳥取県日南町の取り組みは、大変参考になるもので、ましてや隣接する自治体であるので、連携した林業施策を検討してみても良いのではないかと考える。

森林環境譲与税を活用した事業については、市内4つの森林組合がそれぞれ事業を行うのではなく、境界明確化事業等は協議会を設立して取り組むことも選択肢の一つとして検討すべきである。近年、測量技術も劇的に進歩し、土地に関する法律も整備もされてきている。伐期を迎えている人工林の境界を早急に確定し、作業道を整備することが求められている。農地のほ場整備と同様に、山林についても構造改善事業に着手すべきである。

委員会として、市内森林組合と森林環境譲与税の取り組みについて意見交換を行い、先進地を視察して提言を纏めているが、検討・研究するといった状況から進展がないのが現状である。

本市に決定的に不足しているのは、「速度」ではないか。森林環境譲与税の使途については、市町村等はインターネットの使用等により、その使途を公表しなければならないとされており、いつまでも基金に積むということは容認できない。正に、「速度」をもって事業を遂行しなければならない。

Ⅱ．市街地活性化（公共性のある商業拠点施設とまちづくり）について

1．はじめに

1980年代から国内の個人商店の数は減少の一途を辿っており、こうした個人商店の集合体である商店街の衰退に大型商業施設の進出が大きく影響してきた。しかし、現在、地方都市における人口減少や少子高齢化に伴う購買力の低下やインターネットを利用したオンラインショッピングの拡大により、大型商業施設の撤退が見られるようになってきた。

本市においても、身近な個人商店の閉店に加え、大型商業施設内の店舗の撤退が見られ、大型商業施設自体の存続さえも危ぶまれる状況であり、更なる買い物弱者問題の顕在化が懸念されている。

営利性が原則の商業施設であるが、本市のような中山間地域では、商業施設がまちづくりやにぎわいの創出に大きく関わり、公共性を強く帯びている状況であるため、地域インフラとしての商業施設の今後の方向性について調査を行った。

2．調査経過

協同組合庄原ショッピングセンター（ジョイフル）から、当該施設とまちづくりについて協議したい旨の申し出が当委員会へあり、調査会として調査を行った。その後、調査会で聞いた内容は、市内商業施設全体に係る問題であるとして、所管事務調査項目として設定し、先進地視察・管内視察、参考人招致及び所管課との協議を実施した。

年月日	会議・調査	内容等
令和元年6月3日	企画建設調査会	庄原ショッピングセンター（ジョイフル）
令和元年6月11日	企画建設常任委員会	所管事務調査決定、視察協議
令和元年9月9日	企画建設常任委員会	視察協議
令和元年10月16日 令和元年10月17日	視察	岩手県紫波郡紫波町 オガール 東京都板橋区 板橋区役所、 ハッピーロード大山商店街
令和元年12月4日	企画建設常任委員会	委員間協議
令和2年2月4日	企画建設常任委員会	参考人招致
令和2年11月11日	視察	株式会社トーエイ
令和2年11月18日	企画建設常任委員会	企画課、商工観光課

3. 調査内容

3-1. 先進地視察

オガールプロジェクト	
視察先	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目地内（オガールプロジェクト）
視察日	令和元年 10 月 16 日（水）
視察先概要	盛岡市と花巻市の間に位置する人口約 33,000 人の町、紫波町（しわちょう）。紫波中央駅前に広がる町の開発事業とその取り組みが注目されている。 成長を意味する紫波の方言“おがる”と、駅を意味するフランス語の“Gare（ガール）”の 2 つの言葉から『オガールプロジェクト』と冠された取り組みは、国の補助金に頼らない公民連携の地方創生モデルとなっている。 オガールプロジェクトは、2009 年に策定された紫波町公民連携基本計画に基づき、循環型まちづくりの手法など、「われわれのまちづくりはこうあるべき」といったビジョンが随所に見られつつも、公有地活用型 PPP（Public Private Partnership）手法を採用し、金融機関のチェックを入れ、徹底的な採算モデルがデザインされている。 現在、駅前には、図書館、産直マルシェ、子育て応援センター、カフェ、貸しスタジオなどを備えた「オガールプラザ」、ホテルやバレーボール専用体育館を備える「オガールベース」、バーベキューなどを楽しめる「オガール広場」があり、町民のみならず年間で 80 万人が訪れる場所となっている。
参考事例	「町民の財産である町有地を安売りしない」、まちづくりは、「人」ではなく「不動産」であり、「まちづくりとは、不動産価値の向上である」と不動産開発を目指したこと。 核となる第三セクター「オガール紫波株式会社」と、プロジェクトのアドバイザーとなる、有識者による「オガール・デザイン会議」を立ち上げ、資産価値を増大させるにはどうすれば良いかを徹底的に研究・開発したこと。オガール・デザイン会議でグランドデザイン、マスタープランを作成されていた。 不動産開発については、テナントの収入見込みから逆算して建築費・維持費を算出しており、テナントの誘致・調査⇒ボリューム設定⇒設計⇒工事⇒竣工⇒オープンという流れで取り組まれ、条件も業種に拘らず、生活に直結した事業継続を 10 年間とされていたこと。 町民のワークショップにもデザイン会議のメンバーが参加し、町民の声をしっかりと取り入れるように考えられており、町民のメリットある開発を目指していたこと。 民間活力の誘導、情報発信により行ってみたい、住んでみたいという町になり、結果的に不動産価値が向上した。

	旧中心地（日詰地区）では中心市街地活性化に取り組んでいるが、関係者が多く意思決定に至らず、開発が進んでいない。 P P Pを担うキーマンが存在している（岡崎正信氏）。
	紫波町公民連携基本計画を1年半かけて町職員が作成したが、当初、町議会は否定的だった。
提言	本市でも、複合施設の整備方法の選択は今後出てくる課題であり、検討段階でこれら公民連携を参考とする価値は十分ある。 例えば、大型商業施設の土地と当該施設周辺の市営住宅の土地を交換することで、本市は点在する公共施設を1カ所に集約し、大型商業施設は営業を継続しながら施設の建て替えが可能となり、一帯の再開発が一気にできるといったことも検討の余地がある。 オガールプロジェクトの全てを肯定するわけではないが、持続可能というコンセプトのもとで無駄を省き、集約できるものは官民にとらわれず統合するという考え方は、本市の将来を考えたときに大変参考になる。 「フューチャーデザイン」、「SDGsで地方創生」、また、対話型自治体経営シミュレーションゲーム「SIM2030」などを積極的に導入し、自治体職員および市民の「持続可能」に対する意識改革・向上に努めることを提言する。

ハッピーロード大山商店街（とれたて村）	
視察先	東京都板橋区大山町 49-1（ハッピーロード大山商店街振興組合）
視察日	令和元年 10 月 17 日（木）
視察先概要	ハッピーロード大山商店街は、1978 年（昭和 53 年）に板橋区のアーケード商店街として誕生した。それまでは2つの商店街が存在していたが、池袋にサンシャインシティがオープンすることにより、顧客の減少に危機感があったとされる。赤ちゃんから高齢者までの末永いお付き合いを願い、「一生づきあいします」を合言葉に活動を行っている。アーケードの延長は 560m、店舗数は約 200 店、1 日の買物客数は約 33,000 人。 ハッピーロード大山商店街振興組合は、雨天でも快適な空間を保つアーケード事業や安心安全への取り組み、コミュニティホールやハッピースクエアの運営、とれたて村、ハッピーロードTV、夏祭り、商店街公認アイドル等の様々な取り組みを行っている。 全国ふる里ふれあいショップ「とれたて村」は、商店街と農山漁村との交流による双方の活性化を目指し、現在、全国 13 市町村が参加して出品し、独立採算制で経営している。 今回、本市の農産物及び農産加工品の販売ルートの新規開拓の1つとしての調査も兼ねて視察を行った。

参考事例	「とれたて村」の目的とコンセプトは、『商店街は地方の魅力を活用』、『地方の市町村は町の宣伝・物品販売・観光誘客・交流人口増加』、『板橋区は田舎暮らし機会の提供・住民サービス向上』であり、3者が相互にメリットのある仕組みを構築している。
	「とれたて村」は月会費 43,200 円、1 日あたり 1 万円程度のチャレンジショップがある。坪単価が非常に高い東京において、格安で地元産品を販売できる場所であると感じた。
	商店街と農村漁村との交流による双方の活性化を目指し、「とれたて村」には 13 の自治体に参加しており、物販のほか、ふるさとイベント（貸店舗活用）を実施したり、提携市町村と住民の交流事業により、「商店街のにぎわいづくり」と「地域の活性化」が図られていた。
	ふるさとイベントは年間で約 200 回開催されており、参加自治体以外にも多くの市町村がふるさとイベントを開催している。視察日には、四日市市がふるさとイベントを開催されていた。
	ふるさとイベントを年間約 200 日開催、交流事業として参加市町村訪問や修学旅行生の商店街訪問、年間 6～7 回板橋区の小・中学校に給食食材を提供し、食育事業として位置づけられていた。さらに、近隣小学校の商店街体験授業を受け入れられ、体験販売等により体験学習に協力されていた。
	30 年後の大山駅西地区のまちづくりビジョンを、まちづくり委員会でコンサルを入れずに考えられていたこと。
提言	本市の特産物を、大山商店街のふるさとイベントにお試し出店をしてみてもどうか。「とれたて村」は、少量多品種販売を基本としており、それに沿った品揃えをすれば、自ずと売れ筋は見えてくると思われる。店舗利用料は、1 日 11,000 円と売上の 10%のロイヤリティーで、冷凍冷蔵庫など什器備品は備え付けを無料で使える。
	物販だけでなく商店街や板橋区との交流事業に魅力を感じたので、本市の農産物を、とれたて村を通じて板橋区の小中学校に給食食材として提供し、交流人口を増やすことで本市の活性化に繋がるかどうかを検討してみてもどうか。

3-2. 管内視察

株式会社トーエイ	
視察先	庄原市東城町川東 1 1 7 2 株式会社トーエイ（代表取締役社長 名越氏）
視察日	令和 2 年 11 月 11 日（水）
視察先概要	ショッピングタウン トーエイの管理・運営 【トーエイ内直営店】 食料品、書籍、化粧品、衣料等日用品、ドラッグストア、100 円ショップ 【その他出店】 トーエイ西城店（食料品）Will 西城内 【受託事業】 東城学校給食共同調理場の調理業務・配送業務 少子高齢化や大型店等の出店競争の激化に対し、スマートフォンを活用したサービスの展開や、地域産品を集めた地産地消コーナーの開設によって、IT を活用した遠隔接客システムの導入や安心安全な食の提供を行っている。また、移動販売管理システムによる業務効率化等、徹底した IT 活用により、地域密着型スーパーの経営力向上のモデルとなっている。2017 年には、経済産業省より地域未来牽引企業に選定された。 [中国地方の輝く企業]より引用
聞き取り内容	①店舗は築 40 年近くになる。耐震は問題ないが、修繕箇所は多く出てきている。 ②町内にフレスタが約 20 年前に、ザグザグが約 10 年前に出店してきたが、競合というよりは、複数あるおかげで地域の集客力が上がったように感じている。当店は中高年、フレスタは若年層といった傾向がある。新見市、哲西町からも来店している。現在の東城町内のみの買い物客では経営が難しいと思っている。 ③電子マネー機能付き IC カード「ほろか」の導入により、客単価がアップしている。現在 58 店舗の協力を得て、順調に推移している。 ④テナントはクリーニング、花屋の 2 つで、直営店が多い。 ⑤従業員は 48 人（社員 15 人、パート 33 人） ⑥移動販売車は単体での採算は難しい状況であるが、必要性も感じているのでやめることはできない。全体経営で考えるしかない。 ⑦事業者と一体となったまちづくりを望んでいる。
参考事例	1 階に店舗が集約されており、レイアウトについてもスペースをうまく利活用されており、高齢者に優しく、ある程度のものがワンストップで買えると感じた。 市民の食生活を守るという公益性を持つことから、行政と一体でまちづくりの視点が重要であると感じた。

提言	移動販売車に関しては行政と事業者の考えに若干の乖離があると感じた。補助金で販売車を維持することは困難で、あくまでも商売が成立することが大前提である。単に商業施設としての役割だけでなく、まちづくりの観点からも地域の拠点施設と位置付ける必要性を感じる。
	商業施設があるから人が定住する、あるいは住民がいるから商業施設が活性化する。両面からのサポートが重要であることから、行政（内部を含む）、市民、企業、福祉と、あらゆる横断的な連携を図り、まちづくりの視点でこれからの都市計画を進めていくべきである。
	消費者をどのように集客していくのか、市民交通を含めた新たな視点でのまちづくりが必要となる。

3－3．企画建設常任委員会

令和2年2月4日 参考人招致

協同組合庄原ショッピングセンター 宮崎良治理事長
 庄原グランドホテル 長岡雅子（長岡商事株式会社常務）

庄原ショッピングセンターの改修計画、庄原グランドホテルの経営について説明を受けた。

庄原ショッピングセンターからの説明

- ①耐震補強工事の経費は2億3,000万円との見積り。補助金を受けた場合の自己資金は1億5,000万円の見込み。改装経費は、8億5,000万円。取り壊して新築は11億7,000万円の見込み。耐震補強及び改装、新築、いずれにしても工期が1年かかる。現在地での施設更新・仮店舗での運営は難しいと組合員から意見が出ている。
- ②グランドホテルのリニューアルの話も聞いた。一緒に取り組めば新たな展開が望めるのではないかと考えている。
- ③「ジョイフル2020年プロジェクト」を構想。ジョイフル横の児童公園を建て替え場所に含めた、複合施設の商業施設、福祉・行政施設といったもの。
- ④児童公園にラジオの鉄塔があるが、鉄塔の移転に2億円程度かかると聞いている。
- ⑤組合員は、高齢化や後継者不足で、経営する力がなくなっている。飲食店は投資経費がかかる。50代、60代の経営者は、投資をする力がない。
- ⑥テナントを見ると、顧客は若い人が多いので、商業施設を残していくことを考えたとき、現在の組合員が事業をするのではなく、商業施設に新たな人が入ってきて事業を起こす形になるのではないかと考えている。
- ⑦商業施設は我々が関わるが、行政も一体となったまちづくりで人が集まるような、新しい人が入ってくるような形は残していきたい。商業施設のみではおもしろくない。コンパクトシティのような他市の事例を見ると、商業施設と行政施設が集まっている。

庄原グランドホテルからの説明

- ①宴会、婚礼、法要等が少ない。婚礼はほとんどない。宿泊は稼働率70%で、これは10年前から変わらない。宴会の減少が1番の問題。その状況でも料理人を4、5人雇用していて、人件費が賄えなくなった。

- ②ホテルの機能がなくなることは市全体で困るということで、全部やめるのではなく、段階的に考えていくことになり、まずは料理をケータリングという形になった。
- ③譲渡も模索したが、土地が借地なために、うまくいかなかった。
- ④修繕箇所も多くなり、単体での経営は成り立っていない。長岡商事で補填している。
- ⑤続けていけるのか模索している。ジョイフルも店舗が減少している状況で、周辺一帯の問題と認識しており、何か一緒にできないかという思いである。
- ⑥ホテルの施設を使い切るならば、何かほかのことに使用していただき、例えばジョイフルと同じ新たな土地に宿泊施設を設けたい。ジョイフルの中の飲食店を利用したり、フリースペースを利用して宴会などもできるのではないかと考えた。バラバラでやっていることを統合すれば、可能ではないか。

令和2年11月18日 企画課、商工観光課

ジョイフル、ウイル西城、トーエイなどの商業施設とまちづくりについて関係課との協議を行った。

[主な協議内容抜粋]

委 員	本年9月にジョイフルの理事長が交代した。新理事長の考えは、2年間は改装等を行わず、その間で今後の方向性を決定すること。行政と特に取り組む事業はないとのことだが、行政と取り組まないといい方向にいかないのではないか。行政側からジョイフルへ、一緒にまちづくりを考えましょうと投げかけてはどうか。
執行者	新理事長の取り組みを広告で見た。2階のスペースを利用して学生が集まるとか、拠点的な取り組みが伺えた。具体的な話はないが、行政としても、やはり協力をしていく部分が出てくると思っている。ジョイフルの位置づけ・必要性で言うと、近隣には病院、市民会館、自治振興センターがあり、都市再生事業として周辺整備も行っており、バスの結束点でもあるため、ハード面・ソフト面で、なくてはならない施設であると認識している。都市機能、まちづくりの上で連携していかないといけない部分は、一緒になって考えていく必要があると思っている。
委 員	都市計画区域である庄原地域、東城地域、西城地域の3カ所の中心地に大型商業施設があると認識している。市民生活には欠かせない機能の一つで、公益性・公共性を有していると思うので、ぜひともまちづくりの機能として残していけるような施策を考えてもらいたい。民間だけの力では難しいと思う。

4. 総括

今回の市街地活性化に関する調査は、庄原ショッピングセンター・ジョイフルと庄原グランドホテルを起点として調査・研究を行った。

市所管課との協議では、ジョイフル、ウイル西城、トーエイは、その周囲に医療機関、市民会館、自治振興センター等があり、市民生活になくてはならない施設であると認識しており、公益性・公共性を有した施設として、まちづくりの観点から行政も一緒になって将来的な事業構想を考えていく必要があるとの認識で一致した。

岩手県紫波町のオガールプロジェクトの視察では、正に商業性と公共性の相補的な関係が成立していた。東京都板橋区のハッピーロード大山商店街では、商店街の中のアンテナショップ「とれたて村」において、地元のみでなく、他の自治体とも連携した取り組みが行われていた。当該アンテナショップでの本市の野菜や米、酒等の販売について、行政において運賃等、何らかの支援を行って出店を推進することを継続して調査・研究を続けるべきと考える。

商業空間により多くの来客を見込むためには、ある種の公共性が必要であり、公共的な空間の維持には経済的な基盤が必要である。この公共性と商業性の結びつきこそが「にぎわい」であり、多目的な行動を実現できる場が、市民の活力を生む場になるものとする。人口減少に歯止めがかからず、単身世帯の増加や高齢化社会を迎える中で、「まちづくりとは何か」「にぎわいとは何か」について真摯に向き合い、官民一体を具体的な姿に表すまちづくりを模索する必要がある。

Ⅲ. 農業振興（有害鳥獣対策）について

1. はじめに

イノシシなどの鳥獣は、主に水稻、野菜類などの農作物の食害や掘り起こし、農地や農業用施設の掘り起こしを行い、その被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらす、被害額で現れる以上に農業に深刻な影響を与えている。

全国各地で捕獲奨励金やジビエ料理等の食肉活用など、有害鳥獣対策を実施しているものの、持続的な対策が求められており、後継者不足や高齢化による離農などにより、人の手が入らない土地が増加したり、捕獲圧が低下したりすると、すぐに生息域・生息数が拡大され、鳥獣被害は止まることがない。本市においても例外でなく、有害鳥獣対策を実施はしているが、画期的な成果を上げることは叶わないのが現実である。

こうした状況を踏まえ、本委員会は本市の現況を調査し、あわせて対策について検討するために先進地視察等を行った。

2. 調査経過

調査に当たり、先進地視察として奥出雲町へ視察を行い、市内の現況調査として、市内農地視察、農地以外の被害もあることから、備北丘陵公園内の状況も視察を行った。また、有害鳥獣被害・対策の関係課から状況について説明を受けた。

年月日	会議・調査	内容等
令和元年6月11日	企画建設常任委員会	所管事務調査決定
令和元年9月9日	企画建設常任委員会	調査方法、先進地視察の検討
令和元年10月24日	視察	奥出雲町
令和2年11月11日	現地調査	実留町農地、備北丘陵公園
令和2年11月18日	企画建設常任委員会	農業振興課、林業振興課

3. 調査内容

3-1. 先進地視察

奥出雲町	
視察先	仁多郡奥出雲町三成 358-1（奥出雲町役場仁多庁舎）
視察日	令和元年 10 月 24 日（木）
視察先概要	奥出雲町（H31.4.1 現在） 面積：368.01 km² 世帯数：4,753 世帯 人口：12,574 人（うち 65 歳以上人口 5,388 人 高齢化率 42.85%） 農家戸数 1,884 戸 農業従事者数 3,679 人 経営耕地面積 2,017ha H27 農林業センサス 有害鳥獣対策として、町内で捕獲班を編成し、捕獲報奨金や捕獲器導入補助を行っている。捕獲班の班長手当が年 1 万円に加え班員 1 名当たり月額 150 円の加算あり。報奨金は、イノシシ、シカ、サルが 2 万円、タヌキ、アナグマなど 2 千円。捕獲器は、捕獲檻、くくり罠、発信機を対象に、購入額の 1/2、上限額が捕獲檻 5 万円、くくり罠・発信機が 1 万円。 捕獲実績 イノシシ H29:685 頭 H30:600 頭、R1:443 頭（9 月まで実績）
参考事例	奨励金は非常に魅力的であり、それが捕獲頭数にも表れている。
	捕獲器の補助については、H29、H30、R1 各年度 60 万円前後の交付実績で、3 年間で約 200 万円が補助されていた。発信機の申請が多い。
	約 100 人いる猟友会員を中心とした有害鳥獣捕獲班
	H30 捕獲実績 イノシシ 600 頭、シカ 16 頭、サル 1 匹、タヌキ 365 頭、アナグマ 98 頭、ヌートリア 16 頭、カラス 214 羽、サギ類 282 羽
	国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して電気柵・ワイヤーメッシュを補助。
	対策に本市と大きな差はないが、捕獲報奨金が高額なため、被害防止に熱意を感じる。
	今後は IT を取り入れた防除・駆除を進めるとのこと。
提言	対処療法である電気柵やワイヤーメッシュでは維持管理に負担が大きいいため、バッファゾーン整備に目を向けたらどうか。
	奥出雲町に限らず中国山地を取り囲む市町の課題は共通する部分も多く、情報共有や情報交換をして有害鳥獣対策に取り組んでいく必要がある。
	国の予算があつてなんとか施策を講じてはいるが、とても農産物被害が減少している実態は無い。本市も奥出雲町もこれ以上の予算確保は困難であることから有害鳥獣対策の在り方、本来の目的、視点を今一度再考する時期ではないか。
	有害鳥獣駆除が現在もっとも必要な農業振興策である。

3－2．現地調査

市内農地、備北丘陵公園	
視察先	・ 庄原市実留町 田所谷（溝口進氏、堀江唯雄氏） ・ 国営備北丘陵公園
視察日	令和2年11月11日（水）
状況	有害鳥獣対策はこれまで捕獲による被害の減少を目指していたが、「捕獲しても被害は減少せず、拡大傾向にある」とのこと。原因の一つとして、イノシシの場合、子を産む母親が若年化している状況が見受けられる。通常でも年に3回は子を産む。 鳥獣被害に対応できず、中山間地域等直接支払制度から抜ける農家が出てきている。 イノシシは、人の想像を超える範囲の近隣から山を移動して来ているため、地域で対策をしても効果が及ばない。他の近隣地域も一緒になって駆除をしないと防ぐことができない。

	近年、イノシシによる芝生や草地の掘り起こし、ニホンジカによる樹皮の被害などが多発している。公園の自然や景観の保護、また、安全管理において重大な問題と考え、市や有害鳥獣駆除班と連携して駆除にあたっている。年に1度は「いこいの森」において庄原市有害鳥獣駆除班による一斉駆除を実施している。 整備された環境であるが、鳥獣が自由に活動している。特に、新型コロナウイルスのための休園で人出が少ないため、鳥獣が出てきている。 捕獲檻は公園内に5台を設置。音による追い払い（備北オートビレッジ、ひばの里）。出没が疑われる箇所にトレイルカメラを設置。管理センター職員2名で毎朝の巡回を実施し（2時間）、餌や檻の状況を確認。 令和2年度の捕獲実績（R2.11.10現在）、イノシシ7頭、シカ2頭、ヌートリア他5頭。
感想	【農地】 実留町田所谷の農地におけるイノシシ被害は、地域営農の崩壊を感じるほど深刻であった。 休耕地が増えてきており、担い手不足が深刻な問題となっている。 捕獲には限界がある。イノシシが住みたくない環境づくりが大切。 【公園】 公園での有害鳥獣被害は、その規模が農地の比ではなかった。公園という広大な面積を有するがためであるが、想像を超えるものであった。 広大な面積を持つ公園での被害対策については、人手も含めて、かなり難しい。
提言	里山林の整備（バッファゾーン）とも組み合わせた対策を講じる必要がある。 イノシシの捕獲奨励金を、期間限定で1頭につき2万円程度に引き上げ、その成果等を検証し、その後の施策を検討してみてはどうか。 イノシシの対策については、根本的な解決策はないと考える。IT技術を積極的に取り入れるなどするしかないのではないか。 限界集落のイノシシ被害への対策は方策が見つからない。市全域で同様の状況であろう。今後、このような地域が拡大していくとの想定でまちづくりを考えなくてはいけない時期にきているように思われる。 すぐに結果が出ることはないが、荒廃した山林を整備するなど、イノシシが住みたくない環境を作ることが最重要である。森林環境譲与税の活用を推進すべきである。 観光施設・観光資源についても、有害鳥獣被害への対応を市の施策として検討する必要がある。特に、観光客に被害が出ることは避けなければならない。

3-3. 企画建設常任委員会

令和2年11月18日 農業振興課、林業振興課

[主な協議内容抜粋]

執行者	防除対策は、国県補助金を活用し、また市単独の補助金制度も設けて、電柵・ワイヤーメッシュの設置促進に取り組んでいる。効果的な防除、設置後の管理等の啓発等にも取り組んでいる。平成22年に被害額が2億円以上あったが、近年は2,000万円から1,000万円台まで減少している。ただし、これは農作物の被害であり、畦畔や道路の掘り起こしは含まれない。 捕獲対策は、猟期以外の期間においても捕獲許可を出して有害捕獲を実施している。また、平成29年度に有害鳥獣処理施設を建設し、イノシシの処理と食肉加工販売に取り組んでいる。
委員	市内の農地被害を視察した。その際、鳥獣被害を受けて中山間の取り組みから抜けさせてほしいといった農家が出ている話を聞いた。
執行者	中山間の制度も5期目に入り、地域ごとに事情も違い、理由の詳細は把握していないが、実態として減っているのは確かである。作付作物の関係など、指導もしていければと思う。手間のかからない効率的な方法は今後とも研究していかないといけないと思っている。
委員	実留町の農地を視察したが、隣の春田町を含めてイノシシが行動していると聞いた。実留町のみで防除してもだめなようだ。
執行者	広範囲に行動していることは把握している。全体がうまくかみ合わないと言防除も難しいという意識は持っている。
委員	バッファゾーンの整備は効果があると聞く。推進してほしい。捕獲の檻はどういった制度があるのか。
執行者	バッファゾーンは、ひろしまの森づくり事業のメニューとして取り組まれている。捕獲罠は、市単独事業と国の総合対策交付金の2つ制度がある。市単独では、捕獲柵の購入額の2分の1、上限8万円の補助をしている。国の制度は、市が罠を購入して捕獲班へ貸与している。
委員	国がワイヤーメッシュや柵を地元に貸与してくれる制度があると聞く。柵のほうが楽な地域もある。地域の意見を尊重してほしい。
執行者	電気牧柵は広範囲に地域で取り組むため、延長距離が長い。管理が容易で効果が期待できるワイヤーメッシュが主で、今のところ電気牧柵による広域集団的な防除の申し込みは受け付けていない。広域的な電柵には、1件当たり6万円を上限とした市単独補助金を設けている。
委員	シカの実態はどうか。
執行者	ここ数年、被害が拡大している。対応としては、現在は電柵を中心とした防護柵の設置等で、イノシシと同様に補助金を交付している。高さのある柵の設置で、イノシシとは比べ物にならない手間がかかる。
委員	クマの被害が出たが、市はクマを駆除するのか、保護するのか。
執行者	県が方針を持っている。基本的にクマは保護動物であり、簡単に捕獲できない。有害鳥獣の対象でない。ただ、人的被害も出ており、捕獲許可申請を出して、実際には捕獲を行っている。年々捕獲数は増えている。
委員	備北丘陵公園の鳥獣被害を視察した。市内の他の観光施設でも被害が出ていると思うが、市との連携を図るものがあるのか。
執行者	備北丘陵公園では、依頼があれば捕獲をしている。他の施設では今のところ被害報告や捕獲依頼がない。

4. 総括

今回、市内農地の現地調査を行う中で、場所によっては有害鳥獣対策を諦めて耕作放棄地化している農地があり、集落営農から離脱したい旨の申し出があるとのことであった。有害鳥獣対策については、毎年の予算・決算の審査においても集中的な審査が行われているが、今回の調査を通して「絶対的な有効策がない」という結論である。

各種の対策によって農作物の被害額は減少しているが、現地調査で感じた印象は、とても楽観視できる状況ではない。電気牧柵やワイヤーメッシュによる防除も維持管理が必須であり、高齢化している集落では負担が大きくなっている。捕獲罠やくくり罠による捕獲や、猟友会による駆除も有害鳥獣の増加の勢いには追いつけない現実がある。また、農作物の被害に止まらず、道路わきの法面や溜池の土手などを掘り起こして被害が出ているところも相当数あり、近年は観光施設にまで被害がおよんでいる。

有害鳥獣被害は既に市内全体の問題になりつつあり、新たな対応も考える必要に迫られている。決定的な解決策とまではいかないが、バッファゾーン整備は有効な手段と言える。ただし、広域で取り組む必要があるため、ひろしまの森づくり県民税を積極的に活用した整備を行政が指導すべきと考える。

有害鳥獣は既に都市部でも出没しており、山間部に限った問題ではなく、国全体の問題と捉える状況にある。本市から国において抜本的な対策を講じることを常に要望し、かつ、本市が先進地とされるような有害鳥獣対策を講じられることを強く願う。

IV. 市内の大型宿泊施設の運営について

1. はじめに

令和元年11月20日に日本郵政株式会社から本市に対して、かんぼの郷庄原の施設譲渡について打診があった（12/20議員全員協議会 説明）。市は、年度内に取得か否かの判断を示すため幅広く意見を聞くこととしていたが、その後、新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大をみせ、観光業の経営に大きな影響を与えたことから、取得可否の判断は延期されてきた。

当委員会は、この案件を市にとって喫緊の課題として捉え、令和2年1月から調査会として調査し、2月からは所管事務調査として調査を続けてきた。令和2年第1回定例会（3月17日）において、それまでの調査結果を中間報告としてまとめたところである。その後の調査を踏まえ、所管事務調査の最終報告とするものである。

2. 調査経過

中間報告では、「かんぼの郷庄原」の譲渡の問題とは別に、サンヒルズ庄原が経営継続を望み、営業努力はもちろん、日本郵政㈱と長年にわたり業務委託費について折衝をしてきた経緯も明らかになった。そして、サンヒルズ庄原は、2021年3月末まで有利な条件で経営継続できる契約となったが、その後については未定である。執行者においては、取得を前提においた議論を進めるのではなく、まずはあらゆる手段を講じ、サンヒルズ庄原と日本郵政㈱との折衝等を支援し、誰もが納得できる「かんぼの郷庄原の譲渡問題」の帰着点に向けて努力されることを強く求めた。

中間報告の後、本案件の所管課である企画課との協議を通して、かんぼの郷庄原の譲渡について議論を行ったものである。

年月日	会議・調査	内容等
令和2年1月20日	企画建設調査会	「かんぼの郷庄原」の取得の可否について（企画課）
令和2年2月4日	企画建設調査会	サンヒルズ庄原協議、企画課協議
令和2年2月13日	企画建設調査会	委員会内協議
令和2年2月26日	企画建設常任委員会	委員間協議、所管事務調査決定
令和2年3月17日	第1回定例会本会議	中間報告
令和2年4月6日	企画建設常任委員会	企画課協議
令和2年4月23日	企画建設常任委員会	企画課協議
令和2年11月18日	企画建設常任委員会	企画課、商工観光課協議
令和2年12月25日	企画建設常任委員会	調査分析結果報告（企画課）

3. 調査内容

企画建設常任委員会

令和2年4月6日 企画課

(かんぽの郷庄原に係る意見聴取の結果について)

・各種団体からの意見聴取（37団体） 主な意見

取得すべき

37団体中27団体

健康増進・憩いの施設・中国地方の観光移動拠点として必要。(なくなれば)コンベンション機能が限られてくる。利用者増の取り組みや、今後の利活用についてのビジョンが必要。収益の担保がなければ市民の理解は困難。

取得に反対

施設を庄原市が取得すべきでない。団体内でも賛否両論である。赤字経営で日本郵政が維持できない施設を市が維持できるのか。行政が運営を行うのではなく、公募して有力企業に任せたほうがよい。

慎重

専門家等を交えた検討委員会の設置、あるいは地方自治体の取得例をよく調査・検討してほしい。

・市民等への説明及び意見聴取

募集期間 3月6日～3月19日

広報しょうばら、市ホームページ、SNS等を利用して募集

26名から意見

取得すべき . . . 15人

前向き . . . 1人

慎重に検討すべき . . . 7人

取得に反対 . . . 3人

取得すべき

宿泊施設として中核的な位置づけ、観光客誘致には不可欠な施設である。利便性も高く役割が大変大きい。地域経済・雇用のメリット。観光振興において取得して存続すべき。他の温泉施設と比較しても遜色ない施設。災害の緊急時の受け皿としての活用等。

前向き

必要な施設としながらも大胆な発想、経営戦略が必要である。

慎重

民間であっても存続すればよいのではないかと。市が取得した場合、宿泊施設以外の検討も。今後の経営で赤字経営を改善することが急務。

取得に反対

赤字施設で現在の利用状況ではリスクが大きい。購入すべきではない。市に経営の専門家はいないため、市が購入することなく日本郵政において広く公募を行うべきではないか。

委員会の主な協議内容（要約して抜粋）

委 員	サンヒルズの意向を聴取しているのか。
執行者	現在の日本郵政所有の状況での運営を継続していきたい意向である。
委 員	新聞では、市は4月末ぐらいを目途に方針を示したいと載っていたが。
執行者	4月中下旬をめどに方針を示していきたい。日本郵政は5月に審査会を開催される。4月末までに回答すれば、5月の審査会に諮られる。
委 員	収支計画なり運営プランがある中で検討するならいいが、シミュレーションもせず、専門家の意見も聞かず、進めてもいいものなのか。
執行者	日本郵政への賃料相当の支払いがなければ宿泊事業に関しては黒字に近い状況で運営できる。ただ、運営は改善が必要である。仮に取得する場合、経営戦略が必要。外部からの意見も参考に、周辺一帯も含めた運営戦略、観光戦略も必要になってくる。
委 員	フランチャイズ料がなければ黒字というような予測は非常に甘い考えだ。特に社会情勢がこのような状況で、これから先、観光業・宿泊客、そういったものを見通せる専門家の意見が必要である。
執行者	宿泊施設等の運営に携わっている方からも意見や、かんぼの郷庄原を実際に見てもらい、話を伺ってもある。運営の仕方によっては十分採算のとれる施設であるとの意見もある。現在、業務として依頼していないが、観光に精通した団体との協議の場も持ちながら検討も行っている。
委 員	5月に日本郵政が調整会議を行う。そこから先はどう進んでいくのか。
執行者	取得の場合、間に合えば6月議会に予算議案を提出。予算が議決されれば、仮契約、取得の議決をいただき、年内での契約締結、年度内に引き渡しというスケジュールを想定している。
委 員	サンヒルズは必死になって経営している。かたや市は5月の郵政の会議に向けて判断をする。現場とかみ合っていない。そして、今回のコロナ。1年以上続くだろう。郵政に、もう少し働きかけが必要ではないか。
執行者	日本郵政も宿泊事業の再編で赤字施設について整理をしている。譲渡打診に関しては、市の一定の整理は並行して行っていく必要がある。仮にサンヒルズの契約期間が延長されれば、市として反対の考えはない。
委 員	具体的な数字を出さないと市民も判断できない。そういった作業は時間もかかる。それが今必要で、郵政に言われたままの姿勢ではいけない。それはできないのか。
執行者	打診に関して市として方針を整理している。サンヒルズ庄原の運営継続を否定していない。その点は御理解いただきたい。
委 員	実際に誰が交渉しているのか。

執行者	事務的なことは宿泊事業部の部長を初めとした関係者と企画課がしている。事業担当副市長と執行役との間でもやりとりがある。
委員	条件によっては庄原市が取得をしないという選択肢もあるのか。購入の意向があったとしても、そういう条件があるか確認をしておきたい。
執行者	日本郵政から正式な譲渡価格の打診はないが、その価格によっては、庄原市として取得しない方向性を打ち出すこともありうる。
委員	それは価格だけか。
執行者	売却価格に施設改修の費用等を踏まえるのかどうか、提示価格がどういった内容なのかを見きわめる中で判断をしていく必要がある。
委員	価格だけでない、宿泊業としての見通し（専門家によるアドバイス等）を受けて、取得しない要素があるのか確認したい。
執行者	価格のみで判断はしない。総合的な状況を踏まえての最終判断となる。
委員	本日の資料だけで市民の意見を集約できたかは、非常に疑問を持つ。市民の間でかんぽに関していろんな情報が錯綜している。市民への説明が不十分なまま結論を出していいのか。
執行者	依頼を受けて説明したこともある。他の公務で会った方から意見をいただくこともあった。一定の把握はできたと考えている。意見の数で方向性が変わってくることはないと思っている。
委員	郵政に対して、結論を延長させてくれということは可能なのか。
執行者	本市から結論の時期、あるいは現在の運営形態、サンヒルズ庄原との契約延長をお願いすることは可能である。
委員	赤字でも、地域のため庄原市のためにやるのか。何が何でも黒字を目指しますとやるのか。
執行者	取得した場合、黒字を目指していくが、赤字となると公費が投入される。かんぽの郷庄原の必要性を考え、施設の持つ意味合い受けとめて運営を行っていかないといけない。

令和 2 年 4 月 23 日 企画課

（かんぽの郷庄原取得に係る判断の延期について）

○前回の委員会以降の社会情勢

新型コロナウイルス感染症が全国的な広がりを見せ、県内でもクラスターが発生。

4 月 11 日 三次市 集団感染クラスター
 4 月 13 日 広島県 感染拡大警戒宣言
 4 月 14 日 日本郵政株式会社 かんぽの郷庄原を 5 月 6 日まで休館と発表
 4 月 16 日 全都道府県に緊急事態宣言
 4 月 18 日 広島県 緊急事態措置

○判断延期について説明

感染拡大期にあると考えられ、4 月中旬以降としていたかんぽの郷庄原の取得の可否の判断は、当面の間、延期する。4 月 14 日に日本郵政と協議し、感染症の影響、市の方針が了承され、取得の可否の判断延期となった。今後の継続協議も確認した。

延期期間は当面の間しかるべきときまで。この延期期間中に専門家等による精緻な分析、収支計画あるいは運営方式など分析や情報収集を実施したい。業務委託の予算を6月補正予算で提案予定。

委員会の主な協議内容（要約して抜粋）

委 員	専門家に依頼する内容は、施設の取得費や維持費の算定なのか。それとも現在の経営に踏み込んだものなのか。
執行者	サンヒルズ庄原の運営状況も分析をする。業務の内容も検証し、見直す点や今後取り組むべき方向性等についても専門的な意見をいただく。
委 員	分析結果から、経営改善をすれば十分に運営できるという結論が出たときは、市は取得を断念し、かんぽに経営継続を促す形になるのか。
執行者	日本郵政の施設処分は変わらないと想定している。サンヒルズ庄原の現在の運営状況も含めて検証をし、仮に市が取得した場合の、サンヒルズ庄原の運営継続について業務改善等の必要もあると考えている。
委 員	どういう相手に分析を依頼するのか。
執行者	地域の観光資源としての活用、地域の一体的な運営等も踏まえた中で御意見をいただける団体を想定している。
委 員	県立広島大学と一緒にやるとか、職員でできないのか。
執行者	仮に取得となった場合には、単体の運営だけではなく、地域一帯の観光資源としての側面も非常に大切になってくる。市が専門的な知見で分析することは困難であろうという市民意見もある。
委 員	分析結果だけをもらうのか。それとも、組織の中に入ってもらい、軌道に乗るまでアドバイスをもらうのか。
執行者	分析のみではない。仮に取得となった場合には、経営状況・運営戦略という部分についても将来的に連携も図っていきいたい考えがある。

令和2年11月18日 企画課、商工観光課

（状況説明）

6月定例会で一般会計補正予算（かんぽの郷庄原の運営状況の調査業務計上）が可決された。現在、調査業務は実施中。結果は企画建設常任委員会へ報告する。市内の各種公共的団体へも結果の説明が必要と考えている。日本郵政との協議も続けている。取得価格について、11月末から12月には郵政側の鑑定結果が出ると聞いている。日本郵政とサンヒルズの契約が本年度3月末までだが、市の結論が出ていない中で次年度4月以降の運営について、日本郵政と協議している。判断が進まない要因の一つとして、コロナ禍という、当初想定していなかった状況がある。

委員会の主な協議内容（要約して抜粋）

委 員	G o T oキャンペーンもやっているが、営業的にどうなのか。
執行者	4月、5月の非常事態宣言を受け、非常に厳しいと聞く。5月のホテル利用者はゼロ。6月以降再開をし、対前年比60%～70%程度まで回復をしてきていると聞く。G o T oキャンペーンである程度の収入を確保し、加えて積極的に国県市の助成金制度を活用され、経営状況はプラスに運んでいる。ただ、宴会・会議、法事等が皆無という状況。
委 員	分析業務の結果はいつ報告ができそうか。

執行者	12月定例会中には示したい。今、整理をしている。
委員	特筆すべきことが結果として出ているのか。
執行者	印象としては、日本郵政の縛りが運営・営業に大きく影響していると感じる。例えば、食事の内容にしても、サンヒルズの思いだけでフェア等の開催ができない。予約システムも電話予約といった形で、インターネット予約という改善ができていない。
委員	サンヒルズは、何か意見を言っているか。郵政のもとで経営するのがいいとか、庄原市に任せるとか、どういう姿勢でいるのか。
執行者	サンヒルズの意向としては、今の運営状況を改善していくといった課題意識は持っていると感じている。
委員	来年3月末でサンヒルズの契約も切れ、日本郵政も交渉期限を3月末としている。取得する、しないの最終結論はいつする予定なのか。
執行者	来年4月以降のサンヒルズの契約や、回答期限は決まっていないが、郵政は施設整理を全国的にしているので、いつかの時点では期限を切られると思う。ただ、具体的に期限を切るような状況には現在のところない。
委員	確定もしていないし、どうなるかわからないということか。
執行者	年度末後の契約を更新せず、市が取得の要否を判断しないとすると、運営者がいない状態になるので、休館・閉館状態になってしまう。そこは日本郵政も避けたいのではないかと思う。
委員	難しさは理解できるが、この話が出てから1年が経過してる。行政として速度をもってやらないと、市民はすごく心配する。閉館になってしまえば忘れ去られる。それは絶対に避けてもらいたい。12月の報告では、もう少し踏み込んだ説明をするよう強く要請しておく。

令和2年12月25日 企画課

(かんぼの郷庄原経営状況等分析調査の報告)

かんぼの郷庄原経営状況等分析調査の報告として資料が提出され、説明を受けた。分析業務の委託先は、瀬戸内ブランドコーポレーション。

経営分析

①財務分析

コストがかかる光熱水費の抑制、あるいはコストカットにつながる設備改修、また、人材派遣費等の人件費の削減など、積極的な取り組みとあわせて誘客施策が求められる。

②部門別分析

宿泊事業、温泉事業での収益率が高い。ただし光熱水費・総務費的な共通経費の増加が、各部門の収益を打ち消している状況。改善策として、複数部門を担う職員の育成、施設内にある施設を有効活用し、遊休資産をうまく活用することも必要。

③外部評価分析

利用客からは総じて高い評価。その一方で、設備のリニューアル等は十分に行われてない。具体例では、利用客用のWi-Fi環境未整備など。既存の利用客の満足度を維持するだけでなく、しっかりとした広告宣伝、事前期待値を高めることが必要。

再生方針

①市場分析

現在、コロナ禍により、観光産業は大変大きな打撃を受けている状況。GoToキャンペーン等により、全国的に観光客が増加しつつあったが、感染症第3波ということで、また状況が変わっている。現在、3密回避・近距離での観光スタイル、ニーズが高まっている。今後、中山間地域である本市にとっては、ある意味、追い風になってくる可能性も秘めている。

②庄原新ホテル構想

・顧客戦略

主要な客層はシニア層で、かんぼの宿会員が大半を占める。市が取得した場合、かんぼという看板が外れるが、大多数は引き続き利用することが予想される。新たな顧客層を開拓する必要がある。ターゲットの一つとして、地域住民により多く利用される施設を目指すことが必要。

・庄原新ホテル

団体旅行から少人数での旅行への多様化。全国的なキャンプブーム等による自然回帰志向。かんぼというイメージからの脱却等の提案。施設内、あるいは施設周辺等の積極的な活用により、新たな運営・取り組みも可能といった提案。

委員会の主な協議内容（要約して抜粋）

委員	分析結果として、施設整備が指摘されている。収支の推計にその整備経費は含まれているのか。
執行者	収支のシミュレーションに施設整備は含まれていない。ただし、2019年度の売上高をベースにしている中に、サンヒルズ庄原が自ら修繕等を行っているものが含まれている。市が取得した場合、どこまで改修するかも含めて試算する必要はあると認識している。
委員	600万～700万円程度の広告宣伝費用で集客があるのか。会員だと、15%、20%ぐらい割引があったり、4、5回宿泊すると1泊無料になったりしたので、会員は離れなかった。
執行者	報告の中で、利用者のうち、かんぼの宿会員が60%程度、そのうち、かんぼブランドがなくなることによって約10%程度が利用しなくなる推測である。宣伝の取り組みが少ないと報告もある。宣伝をしっかりと取り組む、また、予約システム等、インターネット等を利用できるものにすることで、新たなお客様を獲得できる可能性は十分にあると伺っている。
委員	この報告書を受けて、どの方向に進めようとしているのか。
執行者	日本郵政は、本市が取得しない場合には広く公募をすると聞く。海外企業等も参加できる状況になる。宿泊機能が継続されるかどうか不明。取得がない場合には閉館の可能性もある。そういった状況も踏まえながら、今後の本市の方針を決める必要がある。
委員	この問題が出てきて1年が経過する。その間、民間企業などから動きはないのか。
執行者	庄原市は取得するのか、庄原市が買わなかったら郵政はどうするのかといった問い合わせが数件あった。
委員	市が購入した後の運営プランが全く示されないので判断に困る。老朽化部分を本市が直すのか、家賃相当をもらうのか。反対に委託料を払うのか。固定資産税や入湯税はどうなるのか。赤字となった場合は市が補てん

	するのか。示されないので、いつまでも同じような質問が出る。
執行者	現段階では分析のみで、判断の材料とするためのもの。提案をしていく場合には、当然、市の方向性を出した上で、改修等のシミュレーションはしていく必要がある。その上で可否の御意見を聞きたい。
委 員	今後の予定はどうか。年度中に結論を出す気持ちなのか。
執行者	市民や各種団体等への説明、運営シミュレーションや改修経費の説明も必要になってくる。明確に期限は言えないが、説明等を十分にし、コロナの状況も踏まえながら結論を出したい。
委 員	未定ということか。
執行者	今年度中には難しいという認識でいる。
委 員	市が取得し、整備して、業務委託もしくは指定管理という手法が非常に多いとは思いますが、あえて難しい道も模索してほしい。これを魅力的に感じる民間企業はたくさんあると思う。
委 員	運営会社のサンヒルズが心配している。年度内に結論を出さないなら、契約延長をしないと休止になってしまう。
執行者	来年4月以降について、契約延長のお願いを本市からも日本郵政にしている。郵政側もできるだけことはすると聞いている。正式な回答はないが、引き続きの契約を本市としても働きかけていきたい。

4. 総括

令和元年11月20日に日本郵政株式会社から本市に対して、かんぼの郷庄原の施設譲渡について打診があってから1年4カ月が経過しようとしている。当委員会では、日本郵政と本市、日本郵政と運営会社サンヒルズ庄原のいずれの交渉についても確認を行い、一定の交渉経過を見てきた。

昨年、市によってかんぼの郷庄原の経営状況等の分析調査が行われたが、12月に当委員会へ説明のあった調査結果は、現状での営業は厳しく、業務改善や新たな業態の提案等もなされたが、多額の予算を必要としつつも本市の将来負担の推計ではなく、施設の取得の可否を判断するには不十分な内容であった。

サンヒルズ庄原と日本郵政との契約は4月以降も継続されとのことであるが、いつまでも判断を先延ばしすることはできない。かんぼの郷庄原が廃止されれば、観光産業だけでなくビジネス機会の損失や雇用の喪失など地域経済に与える影響が大きいことは周知の事実であるが、本市での施設取得となれば将来的な財政負担の議論は避けて通れない。コロナ禍という異常な状況の中で、旅行市場は様変わりしており、譲渡打診への判断は困難を極めるが、市議会としても責任ある判断を行いたい。

将来的な財政負担などの十分な検討を経た上で本市としての方針を早急に纏め、日本郵政と交渉を行い、かんぼの郷庄原の譲渡問題に関する方針を提案いただくことを強く求める。

V. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策について

1. はじめに

2019年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に世界各国から感染症の発生が報告されてきた。日本国内においては、2020年1月に国内1例目の発症が確認された。

感染症は世界各国で急速に拡大し、感染者は国内で2月に100名、4月に14,000名、死亡者400名を超えた。国内外で人の往来や経済活動が制限され、消費が底冷えする中、新型コロナウイルスへの不安から、マスクや消毒液の消費は急激に伸びて供給が追い付かず、未知のウイルスへの対応で医療現場は切迫していった。

世界各国で感染の封じ込めと医療・衛生対応・経済対策がとられ、国内においても政府・自治体における各種の支援策がとられ、外出自粛、学校等の休業や事業者への休業要請、企業における出勤制限やテレワークの推奨が行われた。都市部では企業の倒産、店舗の撤退、解雇が始まり、社会不安が高まる中、社会的に弱い立場にある人々を守っていくことも急務となっている。

本市においては、2月から各種イベントの中止が発表され、4月には隣接する三次市で感染者が確認され、保育所の登園自粛、小中学校の臨時休業、公共施設の一般利用の中止の措置がなされた。そして、8月には本市1例目となる感染者が確認された。市内での感染者の急拡大は見られなかったが、確実に感染者は増え、市内の経済活動は目に見えて停滞し、事業者、特に飲食関連、観光関連の事業に大きな影響を受けている。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないまま、政府が景気刺激策を講じる中において、地方自治体においても各種の支援及び長期的な対応とアフターコロナを見据えた財政運営を迫られている。近年経験したことの無い状況であるが、市民の生活を守るための効果的な支援策の実施と検証を行うため、所管事務調査としたものである。

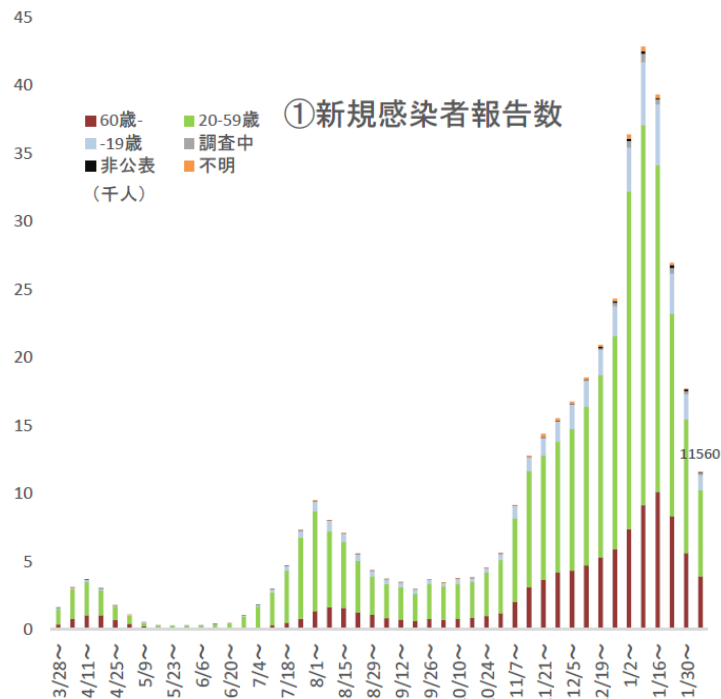
※新型コロナウイルス：中国武漢市で発生した原因不明の肺炎患者から検出された新種のコロナウイルス。2020年2月11日、世界保健機関（WHO）は新型コロナウイルス感染症の名称を「COVID-19」と定めた。

2021年2月28日現在、国外の発生状況は、感染者1億1,378万5,383名、死亡者252万5,402名に上り、国内では、感染者43万1,740名、死亡者7,860名、入院治療等を要する者1万4,363名、退院又は療養解除者は40万9,319名となっている。全国の新規感染者数は2021年1月中旬以降減少傾向にあるが、緊急事態宣言が10都道府県（～3/7 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、～2/28 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に発出されている。

2. 国内・本市等の主な状況

年月日	区分	内容
2020年		
1月14日	国内	国内1例目（国立感染症研究所報告） 30代男性（神奈川県） 1月6日武漢市から帰国、受診。
1月28日	国内	武漢渡航歴のない第1例目（国内6例目）（国立感染症研究所報告） 60代男性（奈良県） 武漢からのツアー客を乗せたバスの運転手
2月3日	国内	横浜港着 クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号 海上検疫
2月13日	国内	国内感染死亡者1例目 80代女性（感染27例目 神奈川県）
2月20日	国内	クルーズ船乗客で初の感染死亡者 80代男性
3月6日	県	広島県 感染者確認 30代男性（広島市）
	本市	庄原市新型コロナウイルス警戒本部設置
4月7日	国	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策及び国補正予算案が閣議決定
4月8日	市	三次市 感染者確認 80代女性
4月10日	県	広島県 外出自粛要請（週末）
4月11日	市	三次市 クラスター発生
4月13日	県	広島県 感染拡大警戒宣言 外出自粛要請（平日への拡大）
	本市	庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部統括部統括班設置
4月14日	本市	市内小中学校休業（～5月31日）
		市内公共施設の一般利用中止（5月20日～段階的制限緩和）
4月16日	国	緊急事態宣言
4月18日	県	広島県 緊急事態措置（新型インフルエンザ感染症対策措置法）
4月20日	本市	庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部経済対策本部設置
4月22日	本市	保育所登園自粛要請（～5月31日）
		市役所 サテライトオフィスでのテレワーク（～5月27日）
4月27日	本市	庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部経済対策部特別定額給付班設置
5月5日	県	広島県 緊急事態措置（5月7日～）
5月15日	県	中国5県 移動の自粛継続宣言
7月	国	全国で新規感染者数が増加傾向
8月8日	本市	感染者確認 本市1例目 50代男性
8月9日	本市	感染者確認 2例目 10代
		市内公共施設の一般利用中止（8月28日～制限解除）
8月10日	本市	感染者確認 3例目 40代、4例目 10代
9月19日	本市	イベント開催制限緩和
11月	国	全国で新規感染者数が増加傾向
12月4日	県	広島県 警戒強化宣言（県独自の警戒基準超過）
12月8日	本市	感染者確認 5例目 60代
12月20日	本市	感染者確認 6例目 40代

12月30日	本市	市職員 1 名感染確認（広島市発表）
2021年		
1 月 6 日	本市	感染者確認 7 例目 50代 市立学校教職員
1 月 7 日	本市	感染者確認 8 例目 10代、9 例目・10例目・11例目 60代 市外居住 庄原市立学校教職員 20代
1 月 8 日	本市	感染者確認 12例目 60代
1 月 12 日	本市	感染者確認 13例目 80代



出典：厚生労働省ホームページ 第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料 1 より

3. 調査経過

商工観光課を通して市内状況を確認し、本市の経済対策について企画課、商工観光課より説明を受けた。

年月日	会議・調査	内容等
令和 2 年 4 月 23 日	企画建設調査会	商工会議所、東城町商工会、 商工観光課と協議
令和 2 年 5 月 14 日	企画建設常任委員会	議案第72号 庄原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例 審査 所管事務調査決定
令和 2 年 6 月 10 日	企画建設常任委員会	商工観光課
令和 2 年 8 月 19 日	企画建設常任委員会	商工観光課
令和 3 年 2 月 18 日	企画建設常任委員会	企画課

4. 本市の対応状況（経済対策）

一般会計補正予算による予算措置

支援事業等	内 容	予算額	議案等
-------	-----	-----	-----

◆事業者

広島県感染拡大防止協力支援金【市】	県による休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する事業者に対し、県と協力して支援金を支給（県に対する負担金） ・10万円～30万円。ただし2店舗以上を有する事業所については50万円を限度。 市内事業所274件の見込み	36,680 千円	補正1号 5月専決
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金【市】	感染拡大の予防対応のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続の経費を補助 ・1事業所当たり上限30万円	15,000 千円	補正2号 5月臨時
中小企業者等事業継続応援給付金【市】	売上が前年同月比で30%以上50%未満の減少となっている事業者に対し応援給付金を給付 ・1事業所当たり10万円 ※国の持続化給付金に該当しない業者を支援	78,300 千円	補正2号 5月臨時
雇用調整助成金等活用促進事業補助金【県補】	雇用調整助成金等の迅速な活用促進に向け、中小企業者が負担する社会保険労務士への報酬について、1事業者10万円を上限に補助	9,000 千円	補正3号 5月臨時
雇用維持支援助成金【市】	感染症の影響を受けながらも、雇用を維持している企業等を支援するため、助成金を給付	236,100 千円	補正6号 7月臨時
宿泊商品造成事業【市】	市内の宿泊施設及び市内の旅行業者等が自ら創意工夫し、宿泊商品を造成・販売する取り組みに対し、宿泊費の助成や情報発信を支援	26,000 千円	補正6号 7月臨時
サテライトオフィス誘致加速化事業【市】	サテライトオフィス設置及び雇用経費に係る支援制度を拡充 ・雇用する従業員1人につき30万円、市内在住者の新規雇用は従業員1人につき50万円 ・オフィス整備補助（取得費、改修費、備品購入費の補助額、補助率拡充） ・対象業種の拡大	14,825 千円	補正9号 9月定例

◆事業者（農業関係）

和牛繁殖農家経営継続支援給付金【市】	和牛肉の需要の低下による子牛セリ市場価格の急落に対し、市内の繁殖和牛農家に経営継続支援給付金を給付 ・繁殖雌牛農家戸数1戸当たり30千円 ・繁殖雌牛頭数1頭当たり10千円	22,600 千円	補正5号 6月定例
肉用牛肥育農家経営継続支援給付金【市】	和牛肉の需要の低下による枝肉価格の急落に対し市内の肥育農家に経営継続支援給付金を給付 ・肥育牛（肉専用種）1頭当たり10千円 ・肥育牛（交雑種）1頭当たり6千円	5,260 千円	補正5号 6月定例

◆事業者（交通関係）

交通事業者事業継続支援給付金【市】	市民の重要な移動手段であるバス等の運行継続を支援し、市民生活の安定を図るため、交通事業者に対し、運行継続支援給付金を支給	10,490 千円	補正6号 7月臨時
デジタルサイネージ整備補助事業【市】	バス事業者が、バス乗場へ設置するデジタルサイネージの導入費用に対して、補助金を交付 ・3カ所分（庄原・東城・西城地域）	3,000 千円	補正9号 9月定例

◆指定管理施設

庄原市感染拡大防止協力支援金【市】	市が一般利用を中止したため広島県感染拡大防止協力支援金の交付対象とならない自主事業を行う指定管理者等に対し市独自の支援金を給付 ・対象施設 7施設（リフレッシュハウス東城、高野山村交流施設緑の村、道後山高原合宿センター、ふるさとセンター田総、ひば道後山高原荘、鮎の里公園、かさべるで）	1,800 千円	補正5号 6月定例
利用料金減収に係る指定管理料の増額【市】	利用料金収入のある指定管理施設のうち、一般利用を中止したため、利用料金の大幅な減収が生じる施設の指定管理料を増額 ・対象施設 8施設（リフレッシュハウス東城、高野温泉神之瀬の湯、鮎の里公園、ひば道後山高原荘、高野山村交流施設緑の村、道後山高原合宿センター、庄原市総合体育館、道後山高原クロカンパーク）	8,400 千円	補正5号 6月定例
利用料金減収に係る指定管理料の増額【市】	上半期の利用料金等の減収影響額が10万円以上の施設を対象（利用者が限定される施設は除く）とし、指定管理料を増額 ・対象施設 7施設（クロカンパーク、リフレッシュハウス東城、高野温泉神之瀬の湯、鮎の里公園、ひば道後山高原荘、ふるさと村高暮及び道後山高原合宿センター）	8,500 千円	補正10号 12月定例

◆その他

特別定額給付金事業【国補】	家計への支援を行うため、市民1人あたり10万円を給付	3,498,127 千円	補正1号 5月専決
新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援体制強化（商工団体支援拡充）【市】	市内の3商工団体による情報発信、相談業務、申請書作成及び申請代行を支援	2,922 千円	補正2号 5月臨時
道の駅デリバリー支援プロジェクト補助金【県補】	県の通信販売サイトを通じて、道の駅が行うインターネットによる通信販売を行う経費を助成	1,250 千円	補正5号 6月定例
庄原市キャッシュレス決済推進プロジェクト支援事業【市】	キャッシュレス推進協議会に対し、感染拡大防止並びに市民の消費喚起及び事業者支援として、プレミアム付きポイントカードを配布する事業に要する経費を補助 ・キャッシュレス決済システム構築補助金（決済端末導入支援、チャージ機導入費、アプリ開発、カード発行等） ・プレミアム付きポイントカード事業補助金（カード発行時プレミアム10,000円/1枚） ・申請書発送郵便料等	424,764 千円	補正9号 9月定例

5. 調査内容

企画建設常任委員会

令和2年6月10日 商工観光課

商工団体での相談対応状況（1週間）

- ・ 庄原商工会議所 週3日、行政書士の窓口を設置、会員アンケート調査
- ・ 東城町商工会 約25件（持続化給付金、市補助金、給付金制度等）
- ・ 備北商工会 約40件（持続化給付金、小規模事業者持続化補助金、国の給付金、融資等）

ハローワークに確認した市内状況

- ・ 廃業、倒産はなし（全国ではホテル・旅館等を中心に40件程度の廃業、倒産）
- ・ 解雇なし
- ・ 求人は減少傾向

市内状況

- ・ 宿泊、飲食、旅客、理美容へ大きな影響。製造業へも影響が拡大。建築関係は中国からの資材輸入が停止していたが、再開の兆し。しかし、新築の着工がない状況。
- ・ 商工団体での相談窓口以外に、社会保険労務士の巡回相談会を実施。雇用調整助成金の相談会では27件の相談あり。ハローワークでの申請が滞りなくできている効果あり。

支援策等の状況

- ・ 中小企業者等事業継続応援給付金 13件受付（5/22～現在）
飲食、美容、小売、タクシー等から
- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金 9件申請（50件以上問い合わせ）
9月までの経費が対象のため、これから申請が増えると予想される。
- ・ セーフティネット融資 100件超
- ・ 雇用調整助成金等活用促進事業補助金 本日より受付
- ・ 広島県感染拡大防止協力支援金 205件申請（県内16,669件受付）
- ・ 国の持続化給付金 全国で170万件申請
庄原グランドホテルに相談窓口設置 相談窓口への案内を商工団体、市役所で実施
30件超の相談あり
- ・ 備北テイクアウトプロジェクト（5/11～6/12） 市内7店舗参加 売上約100万円

[主な協議内容抜粋]

委員	中小企業者等事業継続応援給付金の該当条件が6月までの売り上げについてだが、その期間の考え方は何か。
執行者	国の持続化給付金は12月までの売り上げが対象となっているので、状況を見ながら、第2弾の給付金か期間延長を検討する。
委員	国の一次補正に沿って予算措置しているが不足しないのか。
執行者	感染症感染拡大防止補助金については、反響が大きいため、追加予算も検討している。中小企業者等事業継続応援給付金は、予算内での対応ができと考えている。
委員	国の二次補正については今週中に決まると思われるが、どの程度把握しているのか。家賃補助など。
執行者	12日に閣議決定されるとの報道がある。今週末か週明けに内容が示されるのではないかと。不動産屋に家賃の猶予等の相談があると聞く。制度化されれば、しっかり活用する取り組みを考える。
委員	国の二次補正、事業者への周知はどうか。一次補正では後手に回った感がある。
執行者	商工団体と情報共有会議を来週あたりには実施したい。
委員	どの業種が一番影響を受けているか。
執行者	宿泊、貸し切りバスの旅客業と推測する。緊急事態宣言解除後も回復が非常に難しい。貸し切りバスの予約は7月までない。8月に1件と聞く。

令和2年8月19日 商工観光課

市内状況

- ・宿泊、飲食、理美容、卸売業、旅客など観光産業に大きな影響
- ・自動車関連、製造業、建築業に影響広がる（非常事態宣言中に営業活動できず）
- ・飲食業は一定の回復を見せるが、新しい生活様式の中で席数の減少等があり、感染拡大前の売り上げが確保できない状況
- ・宿泊業、観光関連事業は、小中学校の夏休みが短縮され、平日の予約が伸びない
- ・市内で感染者が確認され（8/8①、8/9②、8/10③④）、本市への旅行、盆の帰省が自粛され、宿泊業、旅行業、貸し切りバス事業者は引き続き厳しい状況

支援策等

- ・市役所本庁1階ロビーに特設相談窓口設置（5/25～6/12）
39件相談（市応援給付金19件、感染拡大防止補助金14件、国の持続化給付金6件）
飲食、美容、小売業など
- ・雇用維持支援助成金（7/30～） 受付開始
- ・本庁舎4階EVホールに特設相談窓口設置（8/3～）
38件相談（雇用維持支援助成金27件、感染拡大防止補助金8件、セーフティネット等3件）

- ・無利子無担保融資（市中金融機関取扱、市へ売上減少の認定申請）
100件超（6/10） →
セーフティネット4号（売上前年比20%減） 92件
セーフティネット5号（売上前年比5%以上減） 57件
危機関連（売上前年比15%以上減） 20件
- ・中小企業者等事業継続応援給付金（5/22～8/31） 13件（6/10）→35件（7/31）
- ・感染症感染拡大防止補助金（受付5/22～12/25、対象期間3/1～9/30）
9件（6/10） → 57件（7/31） → 75件（8/19） 最終200件を見込む
- ・国の雇用調整助成金 約90件（7月末時点 ハローワーク確認）
- ・社会保険労務士個別相談会（5/20～7/6 10回開催） 33件相談
- ・雇用調整助成金等活用促進事業補助金 0件
- ・雇用維持支援助成金（7/30受付開始） 約30件申請

ハローワークに確認した市内状況

- ・廃業、倒産、解雇なし

[主な協議内容抜粋]

委員	中小企業者等事業継続応援給付金に該当しない、30%に達しない売り上げ減少を毎月繰り返した事業者が苦しい思いをしたのではないかな。今回の支援策ではそこを検討してもらいたい。
委員	お盆の帰省もなく、売り上げが減少している。これが正月まで続くとなると相当な支援策が必要となる。追加の予算計上も考えているか。
執行者	雇用維持支援助成金の対象期間が6月から8月で、申請期限が9月となっている。多様な業種に影響が出てくれば、制度改正で延長したり、補正予算も考える必要が出てくる。
委員	内閣府が地域未来構想20オープンラボといったものを出している。コロナ禍でのまちづくりを変える大きな転機となるもので、交付金の利用が示されている。どういう見解を持っているか。
執行者	二次補正の段階で、国の未来構想が触れられ、新たな生活様式であるとか、幾らかメニューが示されている。その中から喫緊で取り組むもの、中長期的に取り組むものを各課で検討している。
委員	公共施設の利用停止について、市民へその理由と期間を示すべきではないか。
執行者	これ以上の感染拡大を防止する考えから休止している。陰性である濃厚接触者も2週間程度は安静にすることから、休止期間をなかなか示せない。申し訳ないが、当面の間としか言えない。
委員	コロナの対策組織を立ち上げて対応しないのか。現在の各部での対応では他の部に及ぶ話ができない。
執行者	対策本部があり、情報共有はしている。本部内に各部を設けて横断的に対応している。
委員	感染者が1人出ただけで組織が不安定になった。きちんとしたことをしておかないと、クラスターでも発生し、市役所を閉館して消毒ばかりしている状況になってもいけない。危機感を持ってやっていただきたい。

令和 3 年 2 月 18 日 企画課

国の第 3 次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した追加経済対策の素案が示された。

◆事業者

雇用維持支援助成金 (第 2 次分)【市】	雇用を維持している企業等を支援するため、助成金を給付 ・継続的に事業活動を行う事業所(本社又は営業所、工場、支社、店舗又は事務所等を有する法人又は個人事業主) ・コロナ禍の影響により、令和 2 年 9 月から令和 3 年 2 月までのいずれか二月の売上が、それぞれ前年同月比で 30% 以上の減少	173,000 千円	3 月補正 予定
新型コロナウイルス 感染拡大予防対策補 助金(第 2 次分)【市】	事業者が行う感染拡大の防止対策のための消耗品購入経費等を補助 ・ 1 事業所当たり上限 30 万円 ・ 令和 2 年 10 月から令和 3 年 2 月までを対象	48,000 千円	3 月補正 予定

◆事業者(交通関係)

交通事業者事業継続 支援給付金(第 2 次 分)【市】	市民の重要な移動手段であるバス等の運行継続を支援し、市民生活の安定を図るため、交通事業者に対し、運行継続支援給付金を支給 ・ 7 月補正の算定方法を踏襲、但し、一般貸切旅客自動車運送事業者の基本額について増額	16,887 千円	3 月補正 予定
-----------------------------------	---	--------------	-------------

◆その他

「いざなみカード」ポ イント還元キャンペ ーン事業【市】	事業者への支援並びに市民の消費喚起を促すため、「いざなみカード」を活用したポイント還元キャンペーンを実施 ・ ポイント還元キャンペーン ・ 来店ポイントラリー	91,100 千円	3 月補正 予定
------------------------------------	---	--------------	-------------

6. 総括

国民の 7 割は収入が減少していないという報道もあるが、外出自粛が求められ、人々の生活様式は大きく変わり、消費マインドは冷え込んでいる。現在、ワクチン接種が始まろうとしているが、ワクチンの効果が望めたとしても、感染症の完全なる終息と経済の復活、市民生活の安定には相当の期間を要すると推測される。

これまでのような財政支援ではなく、コロナ後の変化に即した経済の活性化が新たな課題である。そして、忘れてはならないのは、様々な支援策が実施されていく中で確実に積み上がっている将来世代の財政負担である。本市の財政的な帰結がどうなるのか。想定される帰結を念頭に対応に当たること行政としての責務である。

新規感染者数は減少傾向にあるが、首都圏では緊急事態宣言が延長されるなど、感染症の発生から 1 年を経過した今日においても、収束は予測さえもできない状況であり、ワクチン接種が唯一の望みといっても過言ではない。経済の回復のためにもまずはワクチン接種が順調に実施できるよう市をあげて努力されたい。